

新潟市家族介護教室事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第3項に基づき家族介護教室事業（以下「事業」という。）を実施することにより、在宅介護の継続と技術の向上及び介護に当たる家族の精神的負担の軽減を図り、もって在宅高齢者及びその介護家族等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、新潟市とする。

2 市長は、事業の実施の一部を適切な事業運営が確保できると認められる法人等に委託することができる。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、次のいずれかに該当する者を現に介護している市内に住所を有する家族や近隣の援助者等とする。

- (1) 市内に住所を有する65歳以上の在宅の者
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者又は同条第4項に規定する要支援者

(事業の内容)

第4条 家族介護教室の内容は次のとおりとする。

- (1) 医学・介護知識及び基礎実技
- (2) 高齢者の心理的特性及び基礎的待遇に関する知識
- (3) 介護保険及び介護保険外制度の知識
- (4) 介護に係る家政・調理の知識及び実習
- (5) 日常生活用具の利用方法及び日常生活動作訓練
- (6) 介護者の健康づくり・ストレス解消に係る交流会

(7) その他市長が必要と認めるもの

(利用の申し込み)

第5条 事業を利用しようとする者は、事業の委託先に申し込みをするものとする。

(費用負担)

第6条 利用者は、事業の利用をするときは教材費、食材料費等の実費を負担するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。